

# グループホーム出水

## 入居にあたって

入居にあたっての留意事項とご用意いただくもの等のご説明をいたします。

## 入居条件

- **認知症の診断を受けている方**  
診断書、診療情報提供書等、認知症であることを確認できる書類をご用意ください。
- **要支援、又は要介護認定を受けている方**  
熊本市内に住所がある方で、要支援2、要介護1～5の方が対象となります。  
介護保険制度を利用してのサービスとなるので、利用者様の負担額は原則1割となります。  
介護認定をこれから申請される方、申請中の方はご相談ください。
- **在宅での医療行為が必要でない方**  
入退院が頻回になるような場合は入居の対象になりません。  
持病をお持ちの方でも、通院または往診で対応可能であれば問題ありません。また、グループホーム出水では現在、**看取りは行っておりません。**
- **入所の際は、かかりつけ医はご自由にして頂けます。グループホームの協力医へご変更は強制ではありません。(訪問歯科はハロー歯科)。また、医療機関の受診が必要な場合は、ご家族にご協力して頂いております。**
- **グループホームとの契約では、契約が終了する期日は特に定めておりませんが、要介護認定の更新により介護度が要支援1以下と判定されたとき、利用者が医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、または入院後3カ月を経過しても退院できないことが明らかになったとき、または口から食べることが難しくなった場合に経管栄養での生活を選択されたときには退所して頂いております。**

※退所後は、協力医療機関や協力特別養護老人ホームへ移られています。その他の機関へ移られることもできます。

## 入居にあたっての留意点

### 〈その1〉

グループホームは介護サービスの中では在宅サービスの一部に位置づけられています。

- 毎日の生活をグループホームで過ごす中で、通院、生活必需品の準備、その他個人的に必要な事柄は**ご家族様側**でご用意をしていただくこととなります。(本人持ち物に記名をお願いします)
  - 例 1：病院受診の予約、**病院付き添い** (タクシー予約等)
  - 例 2：お洋服や必需品の取り揃え
  - 例 3：衣替え
  - 例 4：家具、家電の取り揃え、設置
  - 例 5：個人的な外出の付き添い
  - 例 6：金銭管理 (預り金は行っておりませんのでご家族でお願いします。)
- あくまでも原則とし、内容により必要に応じて随時話し合いながら検討していきます。

#### 〈その2〉運営推進会議への参加

運営推進会議はグループホーム出水におけるサービスの質の向上及び、情報公開又は地域との意見交換等を積極的に推進するために設置しています。2ヶ月に1度開かれておりご家族にも参加をお願いすることがあるかもしれません。よろしければご協力をお願いいたします。このほか行事の際に家族会もごございますのでよろしくご願ひいたします。

## 入居時にご用意いただくもの

今までと変わらずに生活していただくために必要なものはお持ちください。**洗面台と冷暖房は備え付けが**ございます。

- **布パンツ**
- 家具：タンス・衣装ケース・テーブル・イス等々ご自宅で使用されていた馴染みのものがあればそれをお持ちいただいてもかまいません。箸、湯のみ(コップ)、茶碗、お椀等もお願いします。
- 寝具一式(ベッド・布団・枕等)(シーツやカバーは洗い変えに**数セット**必要です)
- テレビ(必要に応じて)
- 馴染みのもの：絵・アルバム・写真等
- 衣類：衣替え・帽子・バスタオル・タオル他
- 外用靴
- 洗面・整容道具：歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・せっけん・コップ・くし・洗面器他
- 室内履き：ご本人の状況に応じご用意していただくものが異なりますので、入居時ご相談ください。
- ティッシュ
- 尿取りパット等：使用していれば。(入居後はホームでまとめて取り寄せることも可能です。)

- 薬
- 加湿器:室内は乾燥しやすくなっております。状況に応じご用意いただいてもかまいません。
- 入り口用にのれん等状況に応じ設置しても構いませんが、必ず防炎加工のものをご用意してください。

## 入居時に必要な書類 等

- 医師の診断書(健康診断の書類でも可能)

入居される際には健康診断(自費)をされて下さい。最近のものがある場合には診断書として提出ください。また、認知症の診断が書いてあるものをいただいでください。(診断書、または健康診断用紙への記入)

ご入居後は、年に1回健康診断をして頂きます。協力医の水本整形・内科クリニックでして頂く場合は、施設の費用負担がございます。その他の病院でされる場合は自費にて行っていただいでおります。

- 介護保険証 コピー (負担割合証もコピーをいただきます)
- 健康保険証 コピー
- ご本人様、身元保証人様の印鑑
- 通帳・通帳印鑑(利用料自動引き落とし手続きのため) ※肥後銀行のみ

### 〈ホームで用意するもの〉

- 契約書
- 重要事項説明書
- 各種同意書(個人情報保護、重度化の指針等)

契約時には契約のほかに現在の状況や既往歴などお話を伺わせていただきます。

## 退居について

- 退所については、「退所します」といった日からの退所とはなりません。原状回復の清掃等が終わった日が退所日となります。荷物を運び出してしまってから業者に見積もりしていただくこととなります。
- 水道光熱費と家賃は日割り計算となります。業者による清掃代金等についてはご家族とのやり取りとなります。業者はホームからの紹介でも、お知り合いのところでも構いません。
- 退去届等、手続きもございます。